

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 - ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 - ◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。
- 中西主査　これより質疑に入ります。
- 質疑の申出がありますので、これを許します。
- 階猛君。
- 階分科員　立憲民主党の階猛です。
- 被災地岩手県の代表として、今日は質問させていただきます。
- 今せつからく報告があつたので、ちょっと数字のことについて確認したいんですが、だんだんと決算のときの剰余金が減つてきているんじやないかというふうに今お聞きしていました。直近では二千九十五億円ですか、こういう数字が今余つているんですが、第二期復興・創生期間が終わる令和七年度、これが終了した段階では、今剰余金、これはもうなくなるという理解でよろしいんでしょうか。
- 土屋国務大臣　今の段階で、今使っている段階なので、最後までなかなか分からぬような答えしかできないと思いますが、御理解いただきたいと思います。
- 階分科員　通告していなかつたので、後で事務

方からでも結構ですので、教えていただければと思います。

その上で、本題に入つてまいりたいと思います。

私は、今日資料を何枚かお配りしているんですが、最初のものを御覧になつていただければと思います。

被災地の人口減少を示した朝日新聞の記事から抜粋したものなんですが、震災前、一一年三月一日と、直近、二四年二月一日、この差を見てみますと、例えば、岩手県の大槌町では三三%、つまり三分の一、人口がいなくなつていています。

あるいは釜石とか陸前高田、こういったところは四分の一、人口がいなくなつていています。

これは、確かに全国でも人口減少が進んでいますが、それでも、この間全国でどれぐらい減ったのかと見てみると、大体3%ぐらいなんですね。

十倍ぐらい減つているわけですよ。

復興、復興と我々言つてきましたけれども、確かにインフラは整備されてきました、ありがたいことだと思うのですが、人口減少の数字を見ると、岩手だけではありません、宮城でも、仙台圏を除くと多くのところで人口が減少していますし、福島県は言うに及ばずです。こういうものを見ますと、まだまだ復興は道半ばだと思つておりますし、これからますます人口減少が進む可能性も高いわけですね。

こうした中で、どうやって津波被災地の社会活動、経済活動を維持発展していくのか。これはまさにこれから日本の縮図であり、また日本の先駆けとなつておられる地域もあるので、この被災地

の復興をどういうふうに進めていくかがこれから日本の日本も左右すると思っております。

この辺りについて、大臣の見解を伺いたいと思います。

私もこのデータを見させていたしましたが、全国と比べるとかなりの差があるなどということを認識しております。

○土屋国務大臣　私もこのデータを見させていたしましたが、全国と比べるとかなりの差があるなどということを認識しております。

国勢調査に基づく人口推計データ、平成二十二年から令和二年の十年間で、岩手県沿岸自治体は一七・一%です。仙台は除いて宮城県沿岸自治体は八・一%、人口減少を記録しております。同様の統計により、両県全体や全国の人口減少率と比較しても、この海の地域というのは非常に厳しい状況にあるというのを認識しているところでございます。

全国的に見ても、同じような部分では、進学とか就職に伴つて若い人が都市部に出ていっている現象、こういうのも、被災地ではありながら同じような現象はあるのかなと思いますけれども、それとともに、未婚化とか晩婚化とか高齢化、これに伴う自然減等の様々な要因が挙げられているものではありますが、被災地においては、やはり、なりわいもなかなか増えていかない部分もありますし、そういう意味で、今後、人口が増えるためには、いろいろな企業の誘致とかなりわいとか、そういうものをしっかりと支援していく必要があるのかなとも思つてはいるところでございます。

こうした状況も踏まえまして、避難等をした方の帰還の方のみならず、移住とか定住の増加、それから関係人口、交流人口の増加、これが非常に

重要になつてくるのではないかと最近痛切に感じております。このためにはどうしたらいいか。つまり、行ってみたい地域、魅力ある町づくりを行つていくことが重要であつて、じや、それは本当にどういうものが必要なのかということを地域の皆さんと、また、全国的にもいい例があれば岩手の皆さんに紹介するとか、そういうことも大事なんじやないかと思つております。

現在、産業、なりわいの再生等に取り組むことが重要と考えて、被災地における雇用創出を通じて地域経済の活性化を図る取組を行つてきたところではございますが、例えば宮城県の女川、これは岩手じやないんですけども、女川町のように、女川駅等を中心としたエリアに都市機能を集約して、人口減少下でも活力を維持、創出することを目指した事例とかもありますし、宮城県仙台市の荒浜地区、まあ、仙台はちよつと違うのかもしれませんけれども、でも、集団移転の元地を大規模体験型観光農園として非常に魅力ある場所をつくつたことによつて、交流人口が増えているというようなことがあります。

人口減少は全國の地域にも共通していますが、中長期的に取り組むべき課題であるという認識はしておりますが、今後も、関係省庁と連携して、また違つた視点で、災害の施策だけでなく、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を地域に紹介しながら、被災自治体と連携してしつかりと復興に取り組んでいきたいと考えております。

○階分科員

なりわいとか土地の活用については

また後ほどお聞きしていただきたいと思いますが、次に、資料の二ページ目を御覧になつてください。災害ケースマネジメントの事例ということで、私の地元盛岡市の事例を書いております。

震災を契機に新しい地域で居を構えられた皆様にとつては、孤独とか孤立といった問題もあるわけです。この盛岡の事例なんですが、SAVE IWATEという団体が委託を受けて、もりおか復興支援センターというものを開設しています。

沿岸部から盛岡に転居された方々の見守りや各種相談への対応などを行つているということです。

こうした被災者の支援活動について、三月に復興の基本方針が一部変更されましたよね。これを見ますと、令和七年度までの第二期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の継続といふのではなく、政府全体の総合的な施策の活用も選択肢として加わつたというふうに見えます。

仮に事業が継続できないとしますと、被災者の生活環境に大きな悪影響を及ぼしかねないと考えております。事業を継続した場合にかかる経費としましては、福島は大変なお金がかかるわけですから、それと比較すればそれほどの額にはならないと思います。

大臣として、こうした被災者支援活動を継続していくという決意をお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○土屋国務大臣 東日本大震災から十三年が経過して、被災の方々の置かれた状況は多様化しています。そしてまた個別化しているということから、それぞれの状況に応じた被災者支援をきめ細

かく行つてはいるところでございます。そんな中で、各自治体等において一般施策化に向けた動きが進んでいることも承知しております。

このような状況を鑑みて、御指摘の記述の追記を行つたということでございますが、第二期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針においては、地震、津波被災地域は、第二期において、国と地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指していながらございます。

ただし、同方針において、個別の事情を丁寧に把握して、第二期復興・創生期間内に終了しないものについては、政府全体の施策の総合的な活用も含めて、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応するとされていながらございますが、第二期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループを立ち上げまして、今、一回目が終わりました。これから、きめの細かい、それぞれの事業について議論をしていただくことになつております。

これまでの復興の取組の成果を総括することによって、やはり残された事業で必要なものはしっかりとやつっていくということは考えております。そういう意味で、このワーキンググループの個別の細かい意見聴取の中で、今おつしやられた団体等も多分コメントを聞かれると思いますので、是非この事業についてしつかりと訴えていただきたいなという思いでござります。

○階分科員 災害ケースマネジメントはこれから

重要なつくると思つていて、今日は内閣府さんにも来ていただいています。

三ページ目を御覧になつていただきたいんですが、災害ケースマネジメントを全国的に展開し、いつでも機能させるようにするために、こちらは三・一から未来の災害復興制度を提案する会という会からの提言なんですが、三つの課題があつて、それぞれについて解決策を示しているわけですね。

これを見ますと、課題一ということで、「災害救助法に福祉的支援がなく配慮が必要な人ほど厳しい環境におかれる」という課題に対し、解決策の一、「個人の尊厳の保持を災害対策の目的にし福祉を災害救助法に位置付ける」といったことを挙げている。課題の二、「平時は民間が担い手なのに、災害時は慣れない地方自治体が急に担い手になる」、この課題に対し、解決策の二、「民間と連携した被災者支援を基本とする」。そして課題の三、「社会保障に関するプロが被災者支援で活動することになつていい」、これに對して、解決策の三、「社会保障関係法に被災者支援を位置づけ平時から人材育成を行う」。こうした提言がなされているわけですが、こうしたことについて必要な法改正を行っていくべきではないかと私は考えますが、この点、内閣府はいかがでしようか。

○平沼大臣政務官 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、この提言も読ませていたときまして、やはり、様々な困難を抱えて、自らの力だけではなかなか自立が、生活再建が難しい

という被災者について、一人一人の課題に応じて継続的に寄り添つて支援を行うことが非常に重要であると考えておりますけれども、災害ケースマネジメントの普及には取り組んでまいっております。

自治体においてこの災害ケースマネジメントを実施していくに当たっては、訪問等によりお一人お一人の状況を丁寧に伺つていくための体制の構築であつたり、課題解決に向けた多様な専門分野、多職種の関係者との連携の確保、官民の連携といった点で課題がまだあるものとは考えております。

こうした観点からも、これまで、先進事例を取りまとめた取組の事例集であつたり、標準的な取組手法を整理した手引書を作成、周知しているほか、昨年度は、自治体における取組実施につなげるべく、防災基本計画において、災害ケースマネジメントに取り組むべきことを明確化いたしました。それとともに、官民の関係者を対象とした説明会を全国十一県と連携して実施することなどに取り組んでまいっております。

内閣府といたしましては、今後の自治体における取組の普及、定着状況や、自治体や関係者の御意見も伺いながら、災害ケースマネジメントの更なる普及や改善、またその取組の後押しをしっかりと行ってまいりたいと思っております。

○階分科員 取り組んでいらっしゃるということは昨年来伺つておりますけれども、法改正ということも進めるこことによつて、更に災害ケースマネジメントが普及促進されるのではないかと思いま

すが、法改正についてはいかがお考えでしようか。
○平沼大臣政務官 法改正のお話がありましたけれども、災害の対策については、個々の災害の教訓も踏まえて不斷の見直しを図ることが重要であると思つております。

私も、内閣府の政務官で今回の能登半島地震の対応にも当たらせていただいておりますけれども、今回の能登半島地震においても、災害対応の振り返りを今まさに行つておりますので、今後の初動対応、応急対策を強化するための措置等について順次取りまとめ、今後の対応策に反映するように取り組んでまいります。

その中において、法改正がどういう形で必要なのか、そういうふた必要性を含めて、不断に検討してまいりたいと考えております。

○階分科員 我々国会の側でもこうした法改正について更に議論を深めて、そして政府の方とも協議しながら前に進めていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひします。

さて次に、グループ補助金の話をさせていただければと思います。

能登半島地震でも活用されているグループ補助金なんですが、民主党政権の時代に、東日本大震災で被災した中小企業の皆さんの中の声を取り入れて始めたものであります。

これで事業を再建できた企業も多かつたわけですが、十三年たちまして、冒頭述べた人口減少に加えて、基幹産業である漁業の不振であるとか、コロナ禍、物価高、こうしたことが追い打ちをかけていまして、このままで事業継続は困

難だという声が最近になつて多く聞かれるようになります。

その解決策として、二つ必要なことがあると考えています。

まず第一に、四ページ、岩手日報の記事を御覧になつてください。グループ補助金の活用、県内企業の声ということいろいろ書いてありますけれども、その中で、グループ補助金で整備した施設とか設備、これは申請の際に示した用途に縛られて、用途を変更したり設備を更新したりすると補助金の返還を求められるケースがある。

これについて、私は、事業の継続のために合理的な必要性が認められるのであれば柔軟に対応して、用途の変更有いは設備の更新、こうしたものを認めるべきではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○土屋国務大臣 グループ補助金に関しては、経済産業省において、ほかの補助金事業と同様、関係法令や交付要綱に基づいて執行しているものと承知しております。具体的には、補助金で取得した財産を処分する場合は、今おつしやったように、原則として、必要な金額を国庫納付することを求められています。

現場における被災事業者の状況は様々であると承知しております。事業者の厳しい状況を踏まえた対応が可能となるよう様々な負担軽減措置も講じているものと認識しております。例えば、当該事業を第三者に譲渡し継続する場合や、資金繰りの悪化により取得財産を維持管理することが困難となり取り壊す場合などは、国庫納付を求めてお

りません。そして、国庫納付を必要とする場合に必ずしも補助金額全額ではなく、一定の要件の下では、簿価ではなく譲渡価格に補助率を乗じた額となるなどが挙げられております。

この件については、引き続き、経済産業省を始め地域の自治体等とも連携して状況を丁寧に把握するとともに、個々の被災企業の実情に応じたきめ細かい対応を心がけてまいりたいと考えております。

○階分科員 元々、グループ補助金は、事業を再建してもできないという人を救うために設けられた異例の措置ですね。異例の措置で始めて事業を再建してもらつたわければ、この後もやはり柔軟に、異例な措置、講ずるべきは講じていただきたいというふうに思つております。

もう一つ、このグループ補助金に関して問題があります。それは、補助割合が四分の三までということになつていまして、残りの四分の一、自己資金がなければ借り入れによつて賄う。

岩手県の場合ですと、制度融資などで借りている方も多いらつしやいます。この制度融資部分について返還を求められたことがきっかけとなって廃業や倒産に至つているというケースもあるやに聞いております。これでは、再建のために投入したグループ補助金がやはり無駄になつてしまふのではないかと思います。

こちらも柔軟な対応が必要だと思いますが、この点について、復興大臣、いかがでしょうか。

○土屋国務大臣 委員御指摘の事業者の自己負担については、多くの場合、独立行政法人中小企業

基盤整備機構の高度化スキームを活用した貸付制度において、各県の公益財団法人によるグループ補助金の交付決定を受けた事業者に対する無利子、長期の資金貸付けを活用していただいているものと承知しておりますが、本制度に関するは、令和二年三月に、経済産業省が関係機関に対し、資金の償還が困難な事業者から償還猶予等の相談や申請があつた場合には柔軟に対応するよう周知するなど、個々の事業者の事情に寄り添つた対応を行つてゐるものと認識しております。

○階分科員 是非よろしくお願ひします。

そして、グループ補助金と同様、津波によつて壊滅的な被害を受けた中小企業への支援策として、これも異例の措置だと思います、事業資産がなくなつて借入金だけが残つた、そういう人たち、そういう借入金だけが残つた、そういう人たち、そ

ういった企業に対し、事業再建をするために新たな借入れを行つて二重ローンにならないようになります。それが東日本大震災事業者再生支援機構、あるいは、岩手県の場合では産業復興機構というのがあるわけです。

まず、東日本大震災事業者再生支援機構についてお尋ねしますけれども、これによつて支援を受けた企業の現状、私どもの方にも毎月のようく資料が届いていますけれども、支援先が何社あつて、支援が完了したのは何社あつてとかいう数字だけは来るんですけども、果たして、支援の結果、

a

ちやんと事業が軌道に乗っているのかどうか、この辺がよく分からないと、いうところがあります。現状はどうなつてあるのか、ということと、業況が厳しい先に対してはどのような対応を取つていいか、これについて、復興大臣の答弁を求めます。

○土屋国務大臣 財務状況の厳しい事業者も含めて、七百四十七件を体制支援しております。そして、支援完了先是令和六年三月末時点で三百三十八件であります。そのうち五十五件は、倒産や廃業により事業継続がかなわなかつたということです。

また、コロナや不漁など、事業者を取り巻く環境に厳しいものがあるとは承知しております。こうした中、震災支援機構では、支援先企業のための返済猶予や金融機関からの新規借り入れの調整といった金融面の支援に加え、各種補助金制度や専門家派遣制度も活用しながら、販路拡大や新商品開発など、本業における収益回復に向けた支援を行つてきたところでございます。これからも引き続き、支援を決定した事業者の再生に全力で取り組んでいきたいと考えております。

また、二重ローンを抱える事業者が金融機関からのリファイン等を通じて再生を果たすことを目的に設置された、震災支援機構というのはそういう組織でありまして、支援完了後の事業実態については、各金融機関において適切なフォローがなされていると承知しております。私どもでは、今、その後のことは把握はできておりません。

震災支援機構による事業者への支援期限は、東日本大震災事業者再生支援機構法において最長十五年とされておりまして、今後、支援期限が到来する案件が多く発生することが見込まれております。

機構では、金融機関とも連携して、事業者の円滑な支援完了に向けた対応の在り方を個別の事業者ごとに行つてあるところです。期間が来る前にいろいろ事情を聞いて、慎重に支援をしていくと、いうことでございますが、また、本年四月には、関係の金融機関が機構と十分な連携を図つて事業者の事業について主体的かつ継続的にモニタリングや支援を行うことを内容とする要請文を金融庁等が発出していると承知しております。

引き続き、この件に関しましては、金融庁を始めとする関係省庁と連携しまして、支援を決定した事業者が再生に全力で取り組んでいけるように、支援をしつかりとしていきたいと考えているところでございます。

○階分科員 まだ支援が完了していない先是四百件ぐらいありますよね。これについてちやんとフオローしていく。それこそこれもケースマネジメントが必要ではないかと思いますので、是非丁寧な対応をよろしくお願ひします。

経産省にも来ていただいているので、簡潔に、産業復興機構についても、今と同じような質問ですが、業況が厳しい先にどのような対応を行つているのか、お答えいただけますか。

○山本政府参考人 お答えいたします。委員から御紹介がありましたとおり、岩手県で

は産業復興機構が買取り支援を行つております。これまで百十先、買取り支援を行つてございました。このうち九十八先が、被災事業者による買戻しが完了済みでございます。その他十二先のうち、今後買戻し期限が到来するものもございますけれども、法的破綻した先は二件ございます。これらはいずれも、買戻し期日が到来する前の支援期間中に破綻した残念な案件でございますけれども、こういったような状況でございます。

こちら、今後の対応につきましても、買戻しの期日が到来するまでは、産業復興相談センターが設けられておりますので、こちらが事業計画に沿つて再生を支援しつつ、買戻しに必要な融資を金融機関から受けられるよう調整を実施をいたしております。

また、買戻しの期日が到来したけれども買戻しが困難な場合が仮にあつた場合、これは直ちに買戻しを求める対応はせず、調整を継続するべきということで、中小企業庁は、他の関係省庁とともに、二〇二二年四月にも、政府系金融機関に対し、民間金融機関と協調の上柔軟な対応を要請しているところでございます。

今後、買戻しの期日を迎える先について、産業復興相談センターの支援のみならず、中小企業庁の中小企業活性化協議会等もございます。これら専門家支援も活用いただきながら、収益力の改善を引き続き支援してまいる所存でございます。

○階分科員 是非そちらもよろしくお願ひします。

最後の質問になりますけれども、資料の五ページを御覧になつてください。

こちらは国交省に用意していただいた資料なんですが、それによる造成地の活用状況。岩手、宮城、福島、全体ですと七四%ですが、岩手県は非常に利用率が低い、五八%です。そして、移転元地、これは高台移転で移転された後の土地、こちらの利用割合、こちらも、全体では七五・一%ですが、岩手県は六二・二%というふうに低くなっています。

こういった問題をどうやって解決していくか、要は土地をどうやって活用をしていくかということです。土地活用ハズオ支援なるものをやつておるというふうに私どもかねがね聞いておりますけれども、その支援の実績ということなんですが、移転元地、それから区画整理造成地、全体で、被災三県合わせて十一地区とか八地区ということで、私から見ると、少し実績が乏しいのではないかと思つております。

これを更に実績を上げていくことが、冒頭大臣もおっしゃられた、なりわいであるとか、そして、土地の利用を活性化させてにぎわいもつくるということにつながつてくるわけですね。これは非常に大事な問題だと思います。

更に土地の活用を進めていく上でどうしたことを考えているのか、大臣の考えをお願いします。

○土屋国務大臣 移転元地の活用の問題は、私自身も非常に重要な課題だということを認識しております。

私も被災地をあちこち訪問いたしまして、首長さんからも移転元地の問題が大変厳しいという声

はあちこちで聞いておりまして、どういう支援ができるのかなどということをいろいろ考えておりますが、ある自治体で、ハズオ支援のことを余りよく理解していない自治体があつたところがありまして、首長さんと私がじかにお話して、是非ハズオ申請してくださいと言つたことがあります。

そういう意味では、今後やはり、なかなか難しい問題ではあります、この課題に対応するため、

復興庁として、土地活用に関するワンストップ相談窓口を設置してあるのと同時に、今おっしゃつた、復興庁の職員が現場に出向いてサポートを行なうなどのハズオ支援を行つておるところでございまして、これはワンストップ相談窓口に相談していただいてもいいですし、ハズオが分からぬよということで、ワンストップでじつくりと自治体の関係職員に相談をしていただくことはすごく大事なことだらうと思つています。

今、数が少ないような気がするとおっしゃつたんですけれども、これからもしっかりと、ハズオ支援を通じて、政府全体の施策の総合的な活用も図りながら、何とか被災自治体の土地活用を進めていきたいし、なりわいを増やしていきたいと考えております。

○階分科員 時間が参りましたが、私はもうずっと復興の問題について取り組んでまいりまして、やはり、交流人口とかあるいは関係人口を増やしてその後の移住につなげていくためには、まず二地域居住というのを増やしていくかなくちゃいけない。そのためには、二地域居住に必要となる交通

費の支援を充実させたりとか、あるいは、サテライトオフィスあるいはサテライトキャンバス、こうしたものをどんどん立地させて土地を活用する。そして、そうした立地したところには補助をしていくといったようなこともやるべきだ。ここも本当に今が正念場だと思いますので、大臣、是非積極的な取組をお願いします。

今日はありがとうございました。